

令和4年11月定例会 県土整備委員会（事前）

令和4年11月21日（月）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時50分）

これより危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の11月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料（その2））

- 議案第2号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第16号 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理者の指定について

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1，資料1別添1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料3）
- 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理候補者の選定結果について（資料4）
- 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（素案）について（資料5－1，資料5－2）
- 徳島県食品表示適正化基本計画（案）について（資料6－1，資料6－2）
- 北朝鮮による弾道ミサイル発射等について
- ワカメの産地偽装事案について

谷本政策監補

危機管理環境部から11月定例会に提出を予定しております案件につきまして、県土整備委員会説明資料（その2）により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における11月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり2,000万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で63億6,376万2,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

課別主要事項説明でございます。

グリーン社会推進課の環境衛生指導費の摘要欄、①のア、新規事業、地産水素サプライチェーンモデル体制整備事業では、来るべき水素社会の到来を見据え、水素の更なる需要

拡大に向けた広域展開につなげるため、新たに水素製造から充填、運搬と燃料電池フォークリフトへの運用まで一体となった地産水素サプライチェーンモデルを構築するための経費として2,000万円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の管理運営協定につきまして、令和5年度から令和9年度までの期間で、限度額1億576万5,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

4ページを御覧ください。

その他の議案等についてでございます。

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理者の公募と審査を行った結果、特定非営利活動法人大川原を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、指定管理者とするものでございます。

なお、お手元に配付しております資料4、徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理候補者の選定結果につきまして、選定理由等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際8点、御報告申し上げます。

資料1及び資料1別添1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

令和4年9月定例会の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の動きについて御説明いたします。

夏場に過去最大の感染拡大となりました第7波は、秋口を迎え、感染者の減少が顕著となり、本県においても去る10月4日に県対策本部会議を開催し、とくしまアラートをレベル1・感染観察へと引き下げたところであります。

需要喚起策である全国旅行支援についても、本県では制度開始日の10月11日から運用を行っております。

一方、10月下旬から再び全国で感染者数の増加が顕著となり、県内でも新規感染者数及び入院者数が増加傾向となっております。

加えて、免疫をすり抜ける性質があるとも言われる新たな変異株BQ.1.1系統が県内で初確認されており、重症者用病床使用率は基準値に達していないものの、県専門家会議の委員の皆様から、早めにアラートを引き上げて県民に注意喚起を行うべきとの御意見を頂いたことから、11月14日の県対策本部会議において、とくしまアラートのレベル2・感染警戒・前期への引上げを決定するとともに、薬局等での無料検査や帰省者等に対する事前PCR検査などの12月末までの実施期間延長、施設等へのウイルスの持ち込みを防止するため、高齢者施設や児童等利用施設の職員及び学校教職員などを対象とした週3回の集中的検査の実施など、季節性インフルエンザとの同時流行にも備えた感染防止対策を決定いたしました。

なお、今秋以降の感染拡大に対しては、11月11日の政府新型コロナウイルス感染症分科会での取りまとめを踏まえ、国において、感染状況のレベル分類を現在の5段階からレベ

ル0をなくした4段階に見直す方針が示されるとともに、去る11月18日に開催されました政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、外来医療を含めた保健医療への負荷が相当程度増大し、社会経済活動にも支障が生じているレベル3と認められる場合、地域の実情に応じ、都道府県が医療ひっ迫防止対策強化宣言を行い、住民、事業者にも協力要請、呼び掛けを行うこと、それでも感染拡大が続く場合、レベル4になる前に都道府県が医療非常事態宣言を行い、人との接触機会の低減について、より強力な要請、呼び掛けを実施すること、さらにこうした枠組みにより、都道府県が対策を強化し、国がその取組を支援することが決定されております。

県におきましても、こうした点を踏まえ、今後の対応方針を検討してまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の11月17日時点の実施状況についてでございます。

1、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援については、2万569名の検査を終え、これまでに76名の陽性を確認しております。

前回の委員会で報告させていただいて以降、新たに1名の陽性を確認しております。

次に2、飲食店に対する抗原定性検査につきましては、延べ1,679店舗からお申込みを頂き、コロナ対策三ツ星店は702店舗となっております。

続きまして、資料3を御覧ください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。

10月28日、岡山県倉敷市で今シーズン国内1例目、北海道厚真町で国内2例目となる養鶏場での高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認を受け、同日、危機管理会議を開催し、養鶏農家や畜産関係団体などの関係者との情報共有、連携の強化、野生小動物の侵入防止のための巡回確認や指導など、飼養衛生管理の徹底、養鶏農家からの死亡羽数の報告を月1回から週1回とする監視体制の強化、県内発生に備えた防疫措置の手順や動員体制など、初動体制の確認、さらには県内全養鶏場への消毒用消石灰の緊急配布を決定いたしました。

その後、10月31日には、香川県観音寺市の養鶏場で疑い事例が確認され、これまで以上に、本県での発生リスクが高まったことから、同日、改めて危機管理会議を開催し、県民への食鳥肉の安全性や死亡野鳥を発見した場合の対応など、最新情報の発信、遺伝子検査で陽性が確定した場合の国道32号の香川県境での消毒ポイント設置などを決定いたしました。

なお、当該養鶏場を中心とする10キロメートル圏内の搬出制限区域に本県の一部が含まれておりますが、区域内に養鶏場はございません。

また、翌11月1日の陽性確定を受け、同日から実施しておりました消毒ポイントでの関係車両の消毒については、昨日11月20日の午前零時をもって香川県における当該養鶏農場を中心とする搬出制限が解除されたため、消毒ポイントの運営を終了しております。

現時点までの発生予防対策として、畜舎消毒や車両消毒の強化、野鳥小動物の侵入防止対策の再徹底などの指導強化、農場敷地内の除草、消毒を実施するとともに、県内222農場全てに対し、消毒用消石灰6,700袋の緊急配布を終えております。

消毒用消石灰購入に必要な経費については危機管理調整費を、消毒ポイント設置に関す

る経費につきましては予備費をそれぞれ活用させていただいております。

加えて、11月15日に鳴門市生まれのコウノトリ1羽が香川県丸亀市で死亡しているのが発見され、香川県が行った鳥インフルエンザの簡易検査で陽性が確認されております。

今後とも、本県に高病原性鳥インフルエンザウイルスを持ち込ませない、発生させないとの強い決意の下、より一層の警戒を強め、防疫対応に取り組んでまいります。

次に、資料5－1を御覧ください。

瀬戸内海の実環境の保全に関する徳島県計画素案の概要についてでございます。

当計画は、令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正及び今年2月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更を踏まえ、気候変動や海洋プラスチックごみなどの新たな視点を取り入れ、より実効性のある計画へと見直すものでございます。

3、目指すべき将来像といたしまして、山、川、里、海における水循環、物質循環を一体的に捉え、県民総ぐるみによる水質が良好で多様な生物が生息できるきれいで豊かなとくしまのSATOUMIの実現を掲げております。

5、基本的な施策といたしましては、Ⅰ、水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保、Ⅳ、気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究の推進など、記載の5本柱で構成し、各種施策に取り組むこととしております。

今後、県議会での御論議を頂くとともに、パブリックコメントを実施し、環境審議会生活環境部会を経まして、来年3月の策定を目指してまいります。

次に、資料6－1を御覧ください。

徳島県食品表示適正化基本計画案の概要についてでございます。

本計画は、徳島県食品表示の適正化等に関する条例に基づく現計画の取組成果を踏まえ、産地偽装防止対策の強化を図るとともに、大阪・関西万博を契機とした新たな人の流れに対応するため、適正な食品表示を通じて、持続的な社会経済の発展を目指し、計画の基本理念や活動指標を定めることとしております。

2、計画期間につきましては、令和5年度から令和8年度までの4年間で予定しております。

3、計画の体系と主な施策につきましては、（1）食品関連事業者等の支援として、食品表示制度講習会の開催、（2）消費者教育の推進では、ライフステージに応じたセミナーの開催などを行うとともに、（3）食品表示の適正化の推進として、後ほど御報告させていただきますが、この度発生した産地偽装を踏まえ、食品表示に対する消費者の信頼性向上、科学的産地等判別分析などの取組強化を実施してまいります。

4、今後のスケジュールにつきましては、今議会での御論議やパブリックコメント、食の安全安心審議会の御意見を踏まえまして、来年3月の策定を目指してまいります。

最後に、資料はございませんが、まず、北朝鮮による弾道ミサイル発射等について御報告させていただきます。

去る10月4日早朝、北朝鮮が事前の通告なく発射した弾道ミサイルが青森県上空を通過し、太平洋上に落下いたしました。

県では、発射情報を受け、直ちに情報収集体制を構築し、市町村等へ情報提供を行うとともに、直後に知事出席の下、危機管理会議を開催し、本県出漁船の安全が確認されていること、モニタリングポストによる放射線量の測定結果は通常の範囲であり、本県の大気

環境に影響が生じていないことなどを確認するとともに、市町村と連携し、緊急時の県民への情報伝達体制に万全を期すこと、万一に備え、落下物の対処など必要な手順について、関係者や県民に周知を図ることなどを決定し、対応を行っております。

その後、11月3日早朝にも北朝鮮がミサイル発射を強行し、結果的には日本列島を越えず、日本海上空で消失したことが確認されましたが、一時、宮城県、山形県及び新潟県にＪアラートが発表されたことを受け、直後に危機管理会議を開催し、改めて県民への情報伝達体制や落下物に備えた対処方針など、県民への周知などに万全を期すことを確認しております。

また、北朝鮮が先週11月18日に発射したＩＣＢＭ級弾道ミサイルは、本年3月24日の発射以来、我が国のＥＥＺ内である北海道西側の海域に落下しており、今後、核実験に踏み切るとの観測も高まっていることから、引き続き、最大限の緊張感を持って警戒を行ってまいります。

次に、こちらも資料はございませんが、ワカメの産地偽装事案について御報告させていただきます。

本年8月、国からの情報提供を受け、国と合同で立ち入り検査を行った結果、不適正表示事案を確認いたしました。このため、去る11月17日に食品表示法に基づく指示を行い、直ちに公表したところであります。

この件は、中国産として仕入れた原料ワカメを別の箱に詰め替え、鳴門産と異なる表示をして、少なくとも令和3年1月6日から令和4年2月10日までの間に県外業者に対し6,165キログラムを販売したことを確認しております。

今回の事案は、県外の小売店で販売された商品のため、本県の消費者へは直ちに影響はないと考えられますが、県を代表する鳴門わかめブランドの信用を失墜させる行為であり、誠に遺憾であります。

今後は、県内流通食品において同様の事案が発生しないよう偽装の抑止力となるべくしま食品Ｇメンによる徹底した監視や科学的産地判別分析を積極的に活用し、産地偽装の未然防止と厳正な法執行に努めてまいります。

報告事項は以上であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福山委員長

以上で説明等は終わりました。

午食のため休憩いたします。（12時06分）

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

私からは、先ほど説明いただいた地産水素について伺います。

ちょうど先週までエジプトのほうでC O P 27が開催されておりました。気候変動，地球温暖化の課題解決に向けて，世界中の注目，機運が高まっているところであります。地域においても官民挙げた取組を加速化することが求められています。

そこで，先ほど11月補正予算について説明いただきましたが，今回の補正で提案されている「地産水素サプライチェーン」モデル体制整備事業について，これは脱炭素に向けてこれまで県が進めてきた水素に関する取組を加速していく事業と受け止めているところですが，改めてその事業内容について詳しく御説明をいただけたらと思います。

加藤水素グリッド推進室長

岩丸委員から，補正予算につきまして御質問いただいております。

本県では，全国に先駆け，平成27年度に策定いたしました水素グリッド構想に基づきまして，徳島阿波おどり空港におきまして，水素をエネルギー源とする燃料電池フォークリフトの運用をこれまで行っているところでございます。

水素社会の到来に向けまして，水素の更なる需要拡大に向けた広域展開を図っていく，そこにつなげていくために，新たに水素製造から充填，運搬と燃料電池フォークリフトの運用まで一体となった地産水素サプライチェーンを構築できるよう，取組を発展，深化させるため，本事業を実施したいと考えております。

具体的には，本県の空の玄関口になります徳島阿波おどり空港におきまして，県内で生成される地産水素を空港に運搬いたしまして，簡易充填器により燃料電池フォークリフトへ充填，運用するための運用スキームの検討及び簡易充填器等の整備を行いまして，県内の広い範囲で水素を充填，活用できる供給体制のモデルを構築することに取り組むとともに，2025年大阪・関西万博を見据えまして，水素社会の実現に向けた機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

岩丸委員

分かりました。

随分遠いところから水素を輸送してくるというんでなくて，県内で生成される水素の利活用を進めるということは，エネルギーの地産地消につながるものとして脱炭素にも大いに貢献するものだろうなと思います。

そしてまた，このモデルを県内各地に広げていくことで，水素への転換を図っていくという事業の趣旨がよく分かりました。

そこで，現在，徳島阿波おどり空港に導入されている燃料電池フォークリフトの活用実績について，どのようになっているのか御説明いただけたらと思います。

加藤水素グリッド推進室長

産業車両の燃料電池化を促進するため，平成29年12月に日本航空，徳島空港ビル，そして徳島県の3者におきまして，徳島阿波おどり空港における環境施策の推進に係る連携と協力に関する協定書が締結されております。この協定を具現化する取組の一つとして，平成30年11月から本県第1号となる燃料電池フォークリフトの運用を実施してきたところでございます。

御質問いただきました稼働実績につきましては、1年間でおよそ808時間、走行距離としては約4,200キロメートルの稼働ということでお聞きしているところでございます。燃料電池フォークリフトの導入拡大を図る上で課題となりますのは、県内各地で広範囲に水素をどう充填していくかという供給体制の構築でございまして、いち早く水素社会を具現化してきた本県といたしましては、今回の地産水素を活用したサプライチェーンモデルを構築することで水素フォークリフトの拡大の足掛かりとしていきたいと考えております。

岩丸委員

空港や港湾など物流の拠点や大規模工場など、これからの脱炭素化を進めていく上で、トラックやフォークリフトなどの運搬車両の脱炭素への転換を図っていくことは大変重要なことだろうと認識しております。

水素を使った燃料フォークリフトは順調に稼働しているということで、これを広げていくためには、水素の供給体制を確立していかなければならないと思っています。そのためのモデルとして、県内で生成される地産水素を活用する今回の手法がしっかりと運用されるように、県が関係者間の調整を図りながら次の展開につなげていっていただけるように大いに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

黒崎委員

私からは1点、鳴門わかめの偽装についてお尋ねしたいと思います。

一番今回の偽装でむなしさを感じたり、怒りを感じているのは県庁の職員さんではないかと思うんです。制度を作るときに大変御苦労なさって、生産者とか加工業者等を交えて一緒にいろいろ議論した結果、今の体制を作り上げてきたという経緯を私も横で見えておまして、大変残念やなと感じておるところです。

食品表示法の指示を行ったということが新聞報道に書かれておりました。その概要についてもうちょっと詳しくお伺いしたい。

都築安全衛生課長

ただいま、指示を行ったときの概要について御質問いただいております。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、通称FAMICと言われるところの監視活動の一環で、県外の小売店で買い上げました湯通し塩蔵ワカメにつきまして、産地判別分析を行った結果、外国産が混入されている疑いがあるという結果になっております。

その流通ルートを遡る調査の中で、本年8月、農林水産省中国四国農政局から、仕入れ先は徳島県のヤマニフーズではないかとの疑義情報を受けまして、国と合同の複数回にわたる立入検査の結果、10月下旬に鳴門わかめの仕入れ量と出荷量に差があることにつきまして本人に確認したところ、産地を偽装して販売したという事実を認めております。その後、裏付けのための帳簿書類等の確認を行い、偽装したワカメの販売数量を約1年間で6,165キログラムと特定したところでございます。

こうした経緯を経まして、先週11月17日の木曜日、食品表示法第6条第1項に基づき、ヤマニフーズに対しまして、原材料の原産地の不適正表示に対する是正措置を行ったところであります。

なお、ヤマニフーズはワカメを仕入れて県外に販売する流通業者でありまして、ワカメの生産者でも加工者でもございません。

また、今回の事案では県内での流通は確認されていません。

黒崎委員

表示法の是正措置が果たしてどれぐらいの罰則になってくるのかということもあろうかと思います。この議論については、後でまたやりたいと思うんですけど、県外の小売店が出てまいりました。県外の小売店というのは発表できるんですか、言えるんですか。言えるんだったら言ってください。

都築安全衛生課長

県外の小売店はどこなのかという御質問ですが、販売していた都道府県につきましては、多くの御質問をマスコミ等から頂いているところではありますが、特定することは避けさせていただきたいと考えております。

理由としましては、国によりますと過去に疑義案件があった販売地域を公表しましたところ、その地域から偽装の有無にかかわらず同じ商品が全て店頭から撤去されたことがあり、適正表示のワカメを販売している多くの事業者への風評被害を助長するというおそれがあるためであります。御理解いただければと考えております。

黒崎委員

そういうことであるならば、致し方ないと思います。

ただ、生産者の方、加工業者の方、皆さんそうなんですけど、本当にほとんどの方が真面目にこつこつと積み重ねてやられている。また、温暖化の影響がいろいろ出たりする中でも、心を痛めながら本当に真面目に生産をされている。新聞に北灘漁協の松下組合長のお話だとか、後藤会長のお話も出ておりました。本当にそのとおりだと思います。何とかならんのかなと思うんです。

例えば先ほど話しました是正措置だけで、果たしてどれだけの偽装者が痛みを感じ、反省もすることになるのかということについては、私もとても納得できないところがあります。もう少し厳しい罰則を設けない限り、なかなかワカメの偽装はなくならんのかな。私も当初は人間の善な心を信じて、これから良くなっていくだろうと思ったほうでございまして、ここまで来ると、本当にこんなことではさあどうだろうというところまで来ております。

生産者あるいは県内の加工業者、ほとんどが加工業者でございます。出荷した出荷先で中国産と鳴門わかめを混ぜて、鳴門わかめと称して倍ぐらいする値段で売っていたということなんです。こういったことを消費者行政という観点から、今後どのようにしていくのかということは消費者に対しても大変重要なことだと思うんです。

もう一回最後に是正措置の話をしたいと思うんですけど、取りあえず消費者行政という立場で今後どのようにされるのか。

都築安全衛生課長

消費者が適切な食品選択を行うための手段が食品表示であり、表示の適正化が大前提で消費者の安心が生まれるものと認識しております。消費者のよりどころとなる食品表示をしっかりと行ってもらうため、県ではこれまでも G メン活動や科学的産地判別分析などの対策を行ってまいりました。消費者の食の安全・安心はもとより、これまで 7 年間、県内における産地偽装が発生せず、抑止力として一定の効果があつたことから、今後も徹底した活動を継続してまいりたいと考えております。

さらに、お話のありました鳴門わかめ認証制度による認定事業者へは定期的な立入検査を実施しまして、適切な指導や助言、また当課において認証商品の表示確認をしっかりと行うとともに、既にトレーサビリティ制度を取り入れている鳴門わかめ認証制度の安全・安心の確保について、他課と連携しながら積極的にアピールしてまいりたいと考えております。

黒崎委員

課長がさらさらと説明してくれましたが、この話というのはかなり厳しくやっていかないと一回失った信用というのはなかなか取り返すことが難しいです。鳴門わかめは確か私の知るところによると、徳島県のブランド品としては一番最初にできたものであったように思います。

やっぱりそれを守るということの大変さというのはよく分かります。その名前を使いたい、でも中身は違うというおいしい仕事を本当にたくらんでいる業者っておるんやなと思います。

ですから、是正措置で優しい指示っていうんじゃなく、もう一段踏み込んだ対策ってでいいのか。そのあたりどうお考えになっていますか。

都築安全衛生課長

現在行った指示につきましては、一定期間を設けてその改善状況を調査させていただきまして、もし改善が認められない、守れない場合には、次は命令を行うことになります。命令に違反した場合には 1 年以下の懲役、若しくは 100 万円以下の罰金がありますので、そのことを含め調査を進めていきたいと思っております。

また、現在、事業者に対しまして、原因の究明や再発防止策を含めてそのような指示を行っているところです。今後、事業者の報告の進捗状況を含めて、事案の詳細についての調査を行いながら、総合的に判断して対応してまいりたいと考えております。

黒崎委員

罰則は消費者行政の裏表で、両方ともとても大事なことです。ですから、そのところは他の担当と十分相談して、更に実効性のあるものにしていただきたいと思います。

蛇足でございますが、現在の水産業界の売上げ自体はどんどん先細りしていくような状況です。そんな中で今まで信用で成り立っていた鳴門わかめの販売に影響が出てくるようでは、本当に水産業の方はつらい思いをされると思いますので、くれぐれもしっかりとやっていただきたいと思います。是非ともよろしく願いいたします。

それと、もう 1 点、鳴門生まれのコウノトリが丸亀かどこかで亡くなったということで

す。記事を読んで一瞬こう思ったんです。人間もコロナの陽性反応が出ているけれど、すごい元気な方っておいでになるじゃないですか。本当に今回の鳥インフルエンザの判定で陽性が出たために、死因として鳥インフルエンザで亡くなったというのはどうなんだろうというのはあります。

それと、もう一つ、県内の方でコウノトリの写真を撮られている方とか、ファンみたいな方が何人もおられます。そんな方から電話が掛かってきまして、県がもっとちゃんとしたら、こんなの防げたのと違うんかと言われるんですけど、私はそのお電話を頂いて、そんなことは無理ですというふうな話をしました。けがをしたとか、車にぶつかってその辺に鳥がうずくまっているみたいな話だったら、県のほうもちゃんと連れていってケアをするところを構えているんですけど、インフルエンザ等で亡くなるのを県が防止するというのはとても難しい。恐らく難しいことなんですという話をさせていただくんです。

何かこういうのを防ぐ手立てはあるんでしょうか。なければいいんですけど、よく聞かれるものですから、一回聞いておきます。お答えいただければと思います。

原グリーン社会推進課長

黒崎委員から、コウノトリの鳥インフルエンザの関係について御質問いただきました。

午前中に政策監補から御報告もありましたが、改めまして、去る11月15日に香川県丸亀市で回収されたコウノトリ1羽の死亡個体について、香川県実施の簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性が確認されまして、当該個体の足輪から昨年4月に鳴門市で生まれた雌の愛称にじというコウノトリであることが判明いたしました。今後、国立環境研究所が遺伝子検査を実施しまして、高病原性鳥インフルエンザであるか否かが確認されるところでございます。

コウノトリの鳥インフルエンザへの感染につきましては、兵庫県立コウノトリの郷公園によりますと、国内のコウノトリが鳥インフルエンザの簡易検査で陽性になったのは初めてのことです。委員から何か対策はないのかということでございますが、コウノトリを含む自由に飛び回る野鳥は亜型のA型鳥インフルエンザウイルスを保有するカモなどの水鳥と接触する機会が非常に多いといったことが、今回のコウノトリへの感染原因ではないかと考えられております。

一方、県におきましては、平成27年のコウノトリの飛来を受けまして、鳴門市、大学、地元、それから農家団体や関係機関とともに、コウノトリ定着推進連絡協議会を設置いたしまして、コウノトリの行動等の調査、営巣場所や餌場の確保、それから見物者のマナー対策等について取り組んできたところでございます。

また、県と徳島市は本年1月に国の特別天然記念物であるコウノトリを未来へつなぐ取組を推進するための連携協定を締結いたしまして、コウノトリの定着や保護、それから県民の皆様への普及啓発に取り組んできたところであります。

こうした中、先ほど委員からもお話がありましたけれども、本年5月と6月に羽等を負傷し、衰弱して飛べなくなったコウノトリをそれぞれ1羽保護しまして、この鳥をとくしま動物園に収容、治療を行った結果、そのうちの1羽については7月に放鳥に成功したところであり、けがをしたコウノトリについては保護、治療をするという手立てがございます。今後ともコウノトリ定着推進連絡協議会をはじめ、NPO法人徳島コウノトリ基金や

徳島市との連携を密にしまして、コウノトリの定着、保護、見守りにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

そのとおりだと思います。担当者さんは大変努力をしてくださっている。その周辺の支援をされている方々も本当に日頃から見守りから始まって、餌の心配とかいろんなことをやられていますんで、本当に頭の下がる思いでございます。人間のようにインフルエンザの予防接種が鳥にできたらいいんですけど、まだまだそういったところまでいきません。

そんなことで当分の間はまだインフルエンザに対する対策というのはなかなか難しいということですね。ありがとうございました。しっかりとコウノトリのフォローをお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

扶川委員

私もワカメの偽装のことからお聞きします。

今回の偽装というのは、仕入れ卸業者ですよ。製造でも加工業者でもないということ、仕入れや卸だけやっている業者の実態というのは県として把握されていますか。

都築安全衛生課長

ただいま扶川委員から、流通業者の把握について御質問いただいたところであります。

食品衛生法や食品表示法で営業許可や届出というのは、加工、製造している業者でありますので、食品関係の流通業者に関して把握しているものはございません。

扶川委員

県が作った認証制度では、認証シールも作っているし、それから産地の証明書みたいなのも発行しているわけですね。証明書も偽造された事例がありましたけれど、それでもちゃんと透かしが入っているという話もありました。全国の鳴門わかめを販売するところがシールがちゃんと貼ってある、あるいは証明書が付いていれば心配ないんだということが分かっているならば、今回のような偽装はできんようになるんじゃないかと単純に思うんです。

しかし、勝手に仕入れて、勝手に売っているところが、シールも貼らず、証明書も付けずに出してもノーチェックなわけですから、売る側に情報を提供するしかないと思うんです。そういう仕組みを作ることはできないんですか。

都築安全衛生課長

今回の事例につきましては、鳴門産を鳴門産と売った加工業者、それから中国産を中国産として売った加工業者は適切に表示がなされ、情報伝達がされていることを確認しております。それを知った上で仕入れた流通業者が、鳴門産を中国産という名前に貼り替え、段ボールを入れ替えたということも分かっております。そういう事実を行ったということであり、今回の事例でいう加工業者、そこに仕入れた業者は何ら落ち度がないことを確認しております。

扶川委員

私が売る側と申し上げたのは実は小売なんです。要するに店頭に並べる立場にある業者が、このシールが付いていれば鳴門産だというようなことを認知していれば、簡単に並べられないと思うんです。そういう仕組みはできないんですか。

都築安全衛生課長

ただいま認証シールについての御質問ですが、認証シール自体は商工労働観光部のほうで管理しているものと承知しております。鳴門わかめ認証制度において、認証制度の認知度向上を図り、認定加工業者が認定によるメリットを一層受けられるように、認証シールを発行して貼り付けることが可能であるというようなことを行っております。

その貼りつける商品、アイテムでありますとか、その数とかも全て報告することが義務付けられておりまして、安全衛生課におきましては、そのシールが貼られた全ての商品について、食品表示が適切に行えているかということを確認して、もし不備があった場合には是正を行うというような流れです。このような制度がこれからどんどん広がっていくように、他課とも連携を深めて周知啓発に努めていきたいと考えております。

扶川委員

メリットを受けられるようにしている制度なんで、これは真正の鳴門わかめなんだということを証明する制度ではないんですね。そのシールはそういう理解でよろしいんですか。

都築安全衛生課長

鳴門わかめ認証制度の認証を受けた団体に対するシールなので、全て鳴門産ということです。

扶川委員

だったら、そういう工夫をすればいい。全て鳴門産として売る物にはそのシールが入ってなきゃ偽物だと、保証できないということを全国に周知すればいいんじゃないですか。そういうことはできないんですか。

都築安全衛生課長

販売を管轄しております商工労働観光部や生産側であります農林水産部とも連携しまして、これから検討を図ってまいりたいと考えております。

扶川委員

今はそのシールを作っている、費用を出しているのは業者なんだろうから、それが究極の対策で、多少費用が掛かるのであれば、是非県が補助して、全ての鳴門わかめと称する商品にシールを貼れるようにしたらいいと思うんです。今の仕組みと私が御提案した中身についてどうお考えか教えてください。

都築安全衛生課長

シールの費用についてですが、すみません、把握しておりません。

ただ、一つ認定業者数を増やしていくという課題があります。今、23事業所になっております。これから、その認証制度に基づく事業者数をいかに増やしていくかというところも含めて検討を深めてまいりたいと考えております。

扶川委員

とにかく、そのシールが貼れてなかったら偽物だよというふうなことを全国の小売店で認知してくれたら、こんな偽装はできません。だから、そこまでいくような取組を是非お願いしたいと思います。

さっき黒崎委員が罰則を強化するとおっしゃって、私も賛成でございます。答弁をお聞きしておりますと、今回のような悪質な偽装をしたら即、罰金があってもいいじゃないですか。ちょっとした違反まで全部、罰金を課すというのはおかしいと思いますけれど、法律の建前じゃ悪質な場合は即、罰金を課せられるようになってないんですね。

都築安全衛生課長

今回の事例につきましては、先週木曜日、11月17日に指示を行ったところであります。原因の究明、再発防止策の実施などについて、今後、調査を深めてまいりたいと考えております。それから罰則、命令違反でありますとか、罰則の適用については総合的に判断して対応を進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

指示してそのとおりにやったら、指示違反、命令違反にならないので罰則は課さないということなんですか。

都築安全衛生課長

改善が認められた場合には指示で止まることもあろうかと思えます。ただ、今後どうなるか分かりませんので、そこは我々Gメンが立入調査を行い、検討を進めていきたいと考えております。

扶川委員

さっきも申しましたけれど、悪質なものには直罰をやるべきです。そういう制度の建前や立て付けにはなっていないんですか。

都築安全衛生課長

食品表示法におきまして、今言いました指示、指定に従わなかった場合に命令を行い、罰則という流れと、もう一つ、19条におきまして、産地偽装した場合に直罰規定があります。2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金という直罰規定がございます。

扶川委員

是非、これはその直罰規定を適用すべきだと思います。それでこそ厳しい対応をしたということになると思います。指示に従ったら罰されないなんていうのでは、県民は納得しないと思うし、何よりも被害を受けた生産加工業者は納得しないと思います。やり得じゃないかということをテレビでインタビューされてましたが、そのとおりだと思います。絶対やり得は許さないという立場で、この直罰を適用していただくようお願いをしておきたいと思います。いかがですか。

都築安全衛生課長

繰り返しになりますが、先週、指示を行ったところでありますので、今後の状況につきましては、総合的に判断して対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

今回、徳島県食品表示適正化基本計画というのができていますけれど、今回のような事件はこの適正化計画の中にどのように反映されていく予定ですか。

都築安全衛生課長

政策監補から報告事項で説明しましたように、食品表示適正化基本計画について、本日報告事項として上げさせていただいております。この基本計画につきましては、徳島県食品表示の適正化等に関する条例に基づきまして、食品表示の適正化に関する施策を計画的、効果的に推進するため、施策の方向性を示すものでございます。

資料の中に付けさせていただいていますが、3ページに施策の柱を4本上げさせていただいております。その中の3番目につきまして、食品表示の適正化の推進というような文言を入れさせていただいております。

この中で、Gメン活動でありますとか、食品表示ウォッチャーの監視制度でありますとか、食品表示適正化に向けた推進を行っていくということと、次のページの重点項目の5番に産地偽装防止対策の強化としまして、今回ありましたけれど、偽装防止に向けた取組について書かせていただいております。

今議会の議論も踏まえまして、今後パブリックコメントも実施します。今回発生しました産地偽装問題についても食品表示の適正化の推進に向けていろいろと改善するところがあるかと思えます。その御意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

扶川委員

この重点項目の5に今議論されてるような厳しい対応であるとか、シールの普及であるとかを是非盛り込んでいただきたいと思います。お願いしておきたいと思えます。

それでは、あとちょっと時間がありますので、「地産水素サプライチェーン」モデル体制整備事業についてもお尋ねしたいと思います。

報道によると、高気温時なんかには不具合が起こるから、今ある水素ステーションを撤去してするというふうなことです。これについてちょっと説明してください。

加藤水素グリッド推進室長

扶川委員から補正予算で計上しております「地産水素サプライチェーン」モデル体制整備事業について御質問いただきました。

空港には燃料電池フォークリフトに充填するために、平成30年から水素ステーションを設置しております。環境省の補助事業を受けて、空港ビルに設置した水素ステーションが稼働しておりました。全国的に環境省の補助事業として設置している事業でございまして、一部他県の水素ステーション等でトラブルが発生するものがありました。このことを認知した設置事業者、メーカーのほうで環境省と調整した結果、機器に支障があるものについて、設置者のほうでこれを撤去してほしいという希望があれば、メーカーが責任を持って撤去するというような打診がございまして、空港ビルに設置しているものにつきましては、撤去することになったものとお聞きしております。

扶川委員

今回、この説明資料を見ると、これから非常に前向きな取組をするんだというのはそうなんでしょうけれど、報道される前にこういう故障があった、差し支えがあったんだということを議会に説明していただきたかったかなと思います。今後は是非そのようにしていただきたいと思います。

従来の機器と今度の充填はどう違うんですか。従来は充填用の装置じゃなかったんですか。ちょっと技術的なことですが説明してください。

加藤水素グリッド推進室長

現在、空港に設置しております水素ステーションとこの度予算で提案しております事業の中身との違いについて御質問いただきました。

空港にこれまで設置して運用しております水素ステーションは、そこで水素を生成して、その水素をフォークリフトに充填するという仕組みのものでございます。この度の予算の中で検討していこうとしておりますものは、県内で生成されている地産水素を事業者で運搬いたしまして、そこで持っていったものを充填するという仕組みができないかということで検討、研究したいという事業です。

扶川委員

従来の水素生成してというのは電気分解か何か、例えば四国電力株式会社の電力を使って水素を生成するんですか。どういう仕組みになるんですか。

加藤水素グリッド推進室長

現在、空港に設置しております水素ステーションにつきましては、水を電気分解して水素を生成する水素ステーションになっております。

扶川委員

今度やってくれる地産水素は、予定としては東亜合成株式会社から来るんですか。

加藤水素グリッド推進室長

御質問いただきました水素の供給につきましては、地産水素ということで本年4月に開所いたしました徳島工場の水素を空港ビルに設置する、今度検討しております水素の供給機器で充填できるような仕組みができないかということを検討、整備したいという事業でございます。

扶川委員

前々からずっと議論しているし、吉田委員なんかもちよいちよい言われるんですけど、要は、グリーン水素じゃないんです。ホワイト水素なんです。東亜合成株式会社のものは全部が全部グレーだとは言いませんけれど、どちらも電気分解で作るものには変わりないんです。電気分解というのは電力が要るわけで、その電力というのは四国電力株式会社から供給されるわけでしょう。だから、原発もそうですけれど、四国電力株式会社の発電が水とか太陽光でされている分、一応グリーン水素だということになると思うんですが、主は石炭とか石油、ガス、LPGとか火力で発電されている電気が多いわけです。その電気分解に電力を使ってできた水素というのはグレーなんです。

だから、そのあたりも前々から言っていますけれど、きちんと説明して水素の活用というのを進めていくべきです。きれいなところだけ説明して、そうじゃないところを十分説明できていないと前々から思っていますので、そこら辺は改善いただきたいんですが、どうですか。

加藤水素グリッド推進室長

東亜合成株式会社で生成される水素につきまして、グレーではないのかというような御指摘もいただいておりますが、苛性ソーダの製造工程の中から余剰として発生する水素を有効活用するという事で、水素を作るために新たに電気を発生させるとか、そういうものとは少し趣旨が違うのかなと認識しております。この地産水素を有効活用していくことが脱炭素社会の実現に大きく貢献するものだとして認識しております。

扶川委員

分かりました。これまで無為に廃棄していた水素を活用する分には確かにグリーンだと思います。しかし、そうでない、塩酸なんかに活用して商品化していたのであれば、塩酸に使わなくなった分、別のところで塩酸を製造するんですから、それにエネルギーが使われるわけです。決してその分はグリーンじゃないんです。その割合については、前々からお尋ねしているけれども、分からないということですから、今日はあえて聞きません。そういうところも含めて正確な情報を出していただきたい。

特に今回の「地産水素サプライチェーン」モデル体制整備事業については、この議会に頂いた資料、私なんかには頂いた資料では分かりませんでした。新聞を見て、何だこういうことかと思いました。もう少しきちんとした説明を議会にさせていただくように求めて終わります。

岡田副委員長

今日の資料の5、瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画というのが出されております。瀬戸内海法改正などを踏まえて見直しを行っているということで、今回も概要の部分と中の素案の資料を付けてくださっています。今後、見直しを行っていくということなのですが、現状の計画からの変更点について伺いたいと思います。

相原環境管理課長

ただいま、現行の県計画からの変更点について御質問いただきました。

資料5－1に付けさせていただいております当計画は、瀬戸内海の環境の保全を図るため、国の瀬戸内海環境保全基本計画に基づいて策定するものです。

現在の瀬戸内海を取り巻く環境は、本県をはじめとする沿岸自治体、また県民の皆様の取組により水質が改善され、良好な状況を維持しているものの、海水温の上昇や栄養塩類の不足などによるノリ、ワカメの色落ちなどの課題もあることから、瀬戸内海環境保全特別措置法、いわゆる瀬戸法の改正でありますとか、国の基本計画の変更がなされたところ です。

また、近年の海の環境保全に対する国際的な動向として、気候変動による影響への対応や2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けた取組が求められています。

そこで、県計画の見直しに当たり、変更点といたしまして、気候変動による海水温上昇や海洋プラスチックごみ問題などの新たな課題や海の栄養塩類不足への対応について盛り込みました。

具体的には、気候変動による海水温の上昇に適応し、高水温でも生育する新品種の開発などの技術開発の促進、分解されにくく海の生態系への影響が懸念されるプラスチックごみによる海洋汚染に対し、内陸から沿岸にわたる流域全体でプラごみの削減、再使用、再生利用、海洋ごみ回収の推進、海の栄養塩類不足に対応するためのノリ、ワカメ養殖漁場での施肥技術の推進について盛り込みました。

また、きれいで豊かな里海を次世代へ継承するため、山、川、里、海の一連の水循環、物質循環を一体的に捉えた子供たちへの水環境教育の充実についても盛り込んでいます。

岡田副委員長

気候変動と時代と環境の変化に伴って、それぞれ取り囲まれている部分が変わってきているというところを踏まえて、今回いろいろな変更をしていただいているということは非常に意味があると思います。また、未来に続く持続可能な水環境を守っていくためには、若い世代、子供たちへの海洋プラスチック問題や水環境教育は非常に重要だと思いますので、是非取組として続けていただきたいと思います。

ただ、水環境をきれいにするということは、イコール何もなくなる、透明度を目指すものではなくて、やはりそれと共存している漁業者の皆さんであったり、SDGsにしても豊かな海というところ です。豊かという言葉が付いてるということは、透明度を目指していくということではなくて、やはりそれに共存できるような対策をとっていくという在り方であると思っております。是非、漁業者の皆さんのノリ、ワカメとかが不作につながら ないような対策をとっていくようお願いしたいと思います。

それを踏まえて、昨年6月の本会議で漁業者の方をはじめとする関係者に関する質問をさせてもらったときに、関係者の意見を踏まえた県計画策定に向けて準備を進めたいというような御答弁を頂いていましたが、今回の計画の見直しに当たり、どのように進めていくのかというところをもう少し詳しく教えていただけますか。

相原環境管理課長

ただいま、県計画策定に向けてどのような準備をしてきたのかとの御質問を頂きました。

この度、本計画を策定するに当たり、瀬戸内海的环境保全に関する課題は多岐にわたることから、計画をより実効性のあるものとするためには、多くの関係者の皆様の御意見をできるだけ反映する必要があると考えました。

このため、漁業者、学識経験者、環境団体、沿岸市町、国など、地域の様々な関係者からなる湾・灘協議会を本年6月、新たに設置したところです。会議では、多様な生物が生育できる豊かな海の実現、水産資源の保全に向けた栄養塩類の供給、施肥の推進、もっと海的环境調査が必要などの御意見を頂きました。このような御意見を踏まえ、豊かな海を実現するためには、まずは現在の海の状況、栄養塩類などを把握することが重要であると考えております。

県では河川や海域などの水質を常時監視しており、窒素、リンといった栄養塩類については、環境基準が指定された四つの水域において測定し、環境基準の達成状況を確認しているところです。今回、県計画の策定に当たっては、沿岸域の海水中の窒素やリンなどの濃度について、より多くの地点で県内の沿岸海域環境の調査を実施したいと考えています。

岡田副委員長

沿岸海域の水質調査をしていきたいというような御答弁を頂いたんですけれども、具体的にどのような調査を行って、その結果をどのように反映していくのかというビジョンも教えていただけますか。

相原環境管理課長

ただいま、沿岸海域環境の調査について具体的なところはどうか御質問いただきました。

今回は吉野川や那賀川河口を含む県北から県南までのノリ、ワカメの養殖漁場に近い地点におきまして、ノリ、ワカメの養殖時期に合わせ、来年1月から3月に海水中の窒素、リンといった栄養塩類などの濃度を調べます。得られた知見については関係部局と共有するとともに、栄養塩類濃度の管理に向けた調査等に取り組んでまいります。

今後とも、本計画の策定に当たっては、県民の皆様をはじめ事業者の皆様、湾・灘協議会など関係者の皆様と幅広く意見の交換と課題の共有を行うとともに、しっかりと連携し、SDGsの目標14、海洋と海洋資源の保全、持続可能な利用の達成に向け、きれいで豊かな里海づくりを推進してまいります。

岡田副委員長

是非、豊かな里海づくりに向けて取組を進めていただきたいと思います。

また、この概要によると、すだちくんの横に山、里、川、海が循環して全てはつながっているというようなイラストもあります。やはりその部分におきまして、循環しながら、豊かな自然とともに豊かな海づくりにつながっていくような取組になるように、それに関わってきている皆様方、特に漁業従事者といいますか、海に従事されている方それぞれの意見を聞きながら、進めていただきたいと思います。

そして、去年6月に質問させていただきましたが、本当に海の栄養塩類が足りないというところで、ノリ、ワカメの漁業従事者の方から切実な声を頂きました。そして、その部分にはそれぞれ規制されている部分があります。その対応という部分で、それぞれの水産業に対応していただいたんですけれど、やっぱり環境を守りながらというところの制限は付いてきます。そのバランスを見ながら進めていけるところは進めていただいて、豊かな海として、その従事者の方が持続可能な漁業従事者となるように、また、持続可能な海として瀬戸内海が存続するように、是非この計画が進んでいくようにしていただきたいと思います。

そしてまた、海洋プラスチックごみとか漂着ごみの除去につきましては、今盛んに行われつつありますが、実際に私も拾いに行かせてもらいました。発泡スチロールのごみは分解といいますか、砕かれて打ち寄せていくと本当に収集することが不可能なんです。砂というか、磁石だったら集められるのになと思いますながら、どうやってこれを集めるのかなと感じました。

まずは海洋投棄をしないという部分で防いでいく、防げるところは事前に防いでいくというところも取り組みながら、徳島県の計画が充実したものとなるようお願い、要望して終わります。

もう1点、先ほど来、ワカメの偽装の話が出ています。今回、県内のワカメの従事者であつたり、生産者であつたりというところではなく、全然違う方たちが外に出ていった話なんですけど、食品表示法に基づく指示を行ったということで、その内容と抑止力となり得る罰則について、まずはお伺いしたいと思います。

都築安全衛生課長

ただいま、食品表示法に基づく指示の内容について御質問いただいております。

事業者の事務所が複数の都道府県にまたがる場合には広域事業者となり、指示の権限は大臣にあります。県内のみの場合には県域事業者となり、権限は知事にあります。今回のヤマニフーズは、商品は県外で流通させておりましたが、事業所は県内だけのため県域事業者となり、徳島県知事が食品衛生法第6条第1項に基づく指示を行ったところでございます。

内容につきましては、食品表示を適正な表示に是正すること、原因究明、分析を徹底すること、再発防止策を講じること、仕入れ、出荷等に係る書類を整備、保全すること、講じた措置について報告することの5点でございます。

仮に指示事項について措置をとらなかった場合、つまり改善が見られなかった場合には命令を行うこととなり、命令に違反した場合には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

となります。

岡田副委員長

今回のケースは既に警察の捜査が始まっているというふうに報道されておりますが、適正に生産加工に取り組んでいる鳴門わかめ事業者に対する影響というのは計り知れないものがあります。まず鳴門わかめという名前が出てくるだけでもいろんな部分で影響を受けているというのが事実でございます。

県はこの者に対して、今後どのような姿勢で立ち向かっていかれるのかお伺いできますか。

都築安全衛生課長

今回の事例におきまして、今後、鳴門わかめのブランド力低下や風評被害の発生も考えられ、社会的影響が大きく、決して許される行為ではないと改めて考えております。

先ほど説明しました食品表示法第19条において、原産地の虚偽表示がなされた食品を販売した場合は2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処するという直罰規定があるため、今後、本日頂きました委員の御議論を踏まえ、警察に対する告発に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。産地偽装は絶対許さないという県の強い姿勢を示してまいりたいと考えております。

岡田副委員長

今回は県外の流通品ということで偽装が見付かったんですけれども、県外で流通しているということで偽装防止策というのは非常に難しいと考えられます。今後、何か対策を考えておられますか。

都築安全衛生課長

副委員長お話しのとおり、我々の監視活動の範囲は県内に限られております。しかし、今回は国と連携することによりまして、他県で発生した産地偽装が徳島県で行われていたという事実を確認することができました。国内どこで発生した偽装事件でも見逃すことはない、産地偽装はどこでもできないというようなことを示す事例になったと考えております。

今回の事例につきまして、11月18日の金曜日に徳島食品Gメン会議を開催しまして、Gメンによる情報共有、連携及び対応強化を図ったところでございます。

具体的には県産流通品の適正表示を目指してこれまで行ってきたGメン監視を県内隅々まできめ細やかに実施するとともに、特に県産のワカメに関しては、東京本部、関西本部とも連携して県外での買上げを実施し、産地偽装防止に努めてまいりたいと考えております。

また、複数県にまたがる対応につきましては、県との連携が極めて重要となりますが、本県では既に警察や国と定期的な情報交換の場を設けておりまして、違反事実の早期探知に努めているところであります。

今後とも産地偽装に関する情報が寄せられた場合には、国との連携を密にしまして、必

ず突き止めるという強い姿勢を示し、産地偽装の抑止力となるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

岡田副委員長

今回の事例がちょうど今、ワカメの生産といいますか、種付けが始まって、これからワカメが育っていくという過程の11月に発覚しましたが、生産者、加工者の方についての風評被害といいますか、また鳴門わかめかというふうに思われたくありません。今回ははっきり言いまして、生産者の方にとったら本当に降って湧いたような、何てことしてくれたんだというような話になってきますので、ワカメに関する産地偽装事件というのを払拭できるように取組を進めてもらいたいと思います。

今までの話によりますと、被害者と言っても過言ではないと思いますので、その被害者を守っていただけるような対策をしっかりと構築していただき、挽回するような広報を是非お願いしたいと思います。

また、現在の食品流通は多岐にわたっておりますので、その調査も非常に困難であるということが推測できるんですけども、その中にありながら、今回偽装を見付けられたところのノウハウであったり、その連携であったりというところをしっかりと構築していただいて、今後とも徳島食品表示Gメンによる監視活動や国、他県との連携をとりながら、しっかりと鳴門わかめ、徳島のブランドをしっかりと守っていけるような取組体制を作っていただきたいと思います。

もう一方で、鳴門わかめの認証制度というのがございます。その制度をしっかりと普及し、積極的に進めていただくとともに、報告事項にあるような食品表示適正化基本計画においても、今回の事例を受けて産地偽装防止に向けた取組を反映できるようにお願いしたいと思います。

鳴門わかめがそれだけブランド力があるからこそ、いろんなところで名前が使われているということになると思います。もう一つ、鳴門わかめというブランドを守っていくためにどういう対策をとればいいのかというところで、名前を守るための商標登録であったりいろんな部分での活用、自己防衛するスキルも是非検討していただいて、鳴門わかめをはじめとした徳島ブランド力のブラッシュアップを図っていただければなと強く要望して終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（14時03分）